

成年後見制度の利用促進に関する取組

令和6年10月
法務省民事局

成年後見制度の見直しに向けた検討状況

令和4年6月 **成年後見制度の在り方に関する研究会**で論点の整理等に関する議論を開始

- 主 催：公益社団法人商事法務研究会
- 委 員：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体
- 関係省庁：法務省、厚生労働省、最高裁判所

令和6年2月 **成年後見制度の在り方に関する研究会（第22回会議）**において議論の結果をまとめた研究会報告書の取りまとめ

同月 法務大臣から**法制審議会**に対して成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

➡**法制審議会民法（成年後見等関係）部会**設置

4月～ **法制審議会民法（成年後見等関係）部会**において調査審議が行われている

- 部 会 長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
- 委員・幹事等：学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体、関係団体、家庭裁判所判事、厚生労働省、最高裁判所、金融庁ほか

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに
合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、**任意後見契約の
効力が生じない。

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方